

山梨県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年5月31日 15時10分から17時00分まで 県防災新館 404 会議室	
委員	委員長：森 一博（山梨大学教授） 委員長代理：松野 範子（一級建築士） 委員：鈴木 優典（山梨学院大学教授） 中澤 秀昭（弁護士） 中島 朱美（山梨県立大学教授）	
審議対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日	
総契約件数	299 件	(備考) 審議件数 ・一般競争入札 6 件 ・通常指名競争入札 1 件
一般競争入札	278 件	
(総合評価)	(224 件)	
通常指名競争入札	20 件	
随意契約	1 件	
指名停止状況	6 件	
私的独占又は不当な取引制限に係る情報処理状況	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議した7件については、適正に処理されている。	

別紙

《抽出事案の審議》

1〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔耕地課-22-0016 武田の里地区 中谷2工区区画整理工事その6(明許)(特例)〕

〈工事概要〉

施工面積 A=6.4ha、整地工 A=3.8ha、道路工 L=1,396m、水路工 L=1,761m

〈予定価格〉

244,244,000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 県内
- ・競争入札参加資格 土木工事業 A
- ・企業の施工実績 請負金額1億円以上の道路工事又は農業農村整備工事。ただし、元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

〈質疑応答〉

Q) 本事案は、業者が入札参加を避ける要因があるか。

A) 図面にもあるように、本工事は、農地の区画拡大を図る整地工事と合わせて、道路水路も整備をする総合的な整備であるため、道路単体もしくは水路単体での工事よりも、技術力、経験が必要であると考えられる。また、技術者が不足しているため、圃場整備の経験を有する技術者の確保が困難であることや、整地工事のための重機のオペレーターの確保も近年非常に厳しくなっていると聞いている。

Q) 確認にはなるが、結果的には、それが一者応札になったということか。

A) はい。

Q) 入札参加資格設定の経緯及び理由の新型コロナウイルス新規感染拡大に伴う工事の発注に係る事務処理の特例措置の関係であるが、本来は、この予定価格であれば、「総合評価落札方式簡易型(事後審査)」となるが、このコロナの特例措置を適用し、「総合評価落札方式特別簡易型 I (事後審査型)」での一般競争入札でよいということだと推測するが、現状コロナがこのような状況では、時限的な特例措置は今も適用されるのか。

A) 現在は職員もコロナ対応等ないので、事実上適用されない。

Q) 現在本件を発注する場合には、「総合評価落札方式簡易型」で発注するということか。

A) その通りである。

2〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔中北林環事-22-0229 鳳凰山治山工事(明許)(余フ)(補特)〕

〈工事概要〉

谷止工(コンクリート)1基 (L=64.5mH=5.0m V=731.9m³)

土工 V=953m³、コンクリート工 V=735m³、袖かくし工 A=22m²、緑化工 A=57m²

〈予定価格〉

92,174,500円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 県内
- ・競争入札参加資格 土木事業A又はB(特定建設業許可を要する)
- ・企業の施工実績 元請として請負い平成19年4月1日から入札資格締切日までに完成引き渡し済みの請負金額2千7百万円以上の河川・砂防工事の施工実績。
なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

〈質疑応答〉

Q) 治山工事ということで、応札可能業者が多いにも関わらず、なぜ、参加業者が1者なのか。その要因は。

A) 治山工事は山奥の急峻な地形、気象条件が厳しいということがある。

また、この現場は、索道を使う工事であり、技術、経験を要する工事であるため、189者の中でもそれらを有する業者は限られている。そのため、結果的には、1者応札となったと考えている。

Q) 令和3年度施工の工事があるが、その際も同じ業者であるか。

A) 令和3年度も同じ業者が応札をしている。

Q) この谷は水流がある谷か。

A) 常に水が流れているというわけではないが、台風時等は水が流れる。

Q) 通常、谷止工は水が溜れている時期、冬に工事をすると思うが、そもそも水が流れていないのであれば、夏に工事する等、混まない時期に工事をすれば良いのではないかと考えるが、本工事の堤体工事はいつ頃か。

A) 現在進行中である。

Q) 谷止工の堤体工事をできる業者が限られているのであれば、それをどう分散するかが重要だと考える。

3〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔道路管理課-22-0018 (一)富士河口湖富士線 河口湖大橋補修工事(一部債務)(特例)〕

〈工事概要〉

鋼桁補修工（箱桁内補修） N=24箇所、橋梁塗装補修工 A=4, 230m²

〈予定価格〉

280,808,000円（消費税含む）

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 県内
- ・競争入札参加資格 土木工事業 A
- ・企業の施工実績 請負金額1億円以上の道路工事 ただし、元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

〈質疑応答〉

- Q) 診断の結果、補修が必要であると判断したということであるが、いつ診断したのか。
- A) 令和元年である。
- Q) 診断から入札までだいたい3年~4年かかるか。
- A) まず点検をし、補修の必要性の結果が出て、その後どのような補修をするのか、工法は、と検討していくと、1年、2年と時間がかかってくる。
- Q) 時間がかかることは問題では無いと思うが、ある特定の期間に入札が集中すると、1者応札を招きやすいため、分散させる必要があると考えている。優先度が高いところから発注していくこととなると思うが、時期や規模が重ならないように発注することが可能ではないかと考える。更に言えば、橋梁の補修工事は今後増えてきて、大きな課題となると思うがいかがか。
- A) 本工事は令和9年までにPCBの処分を終わらなければならないため、工期に余裕はない。分散させるのであれば、他工事を分散することが考えられる。
- Q) 橋梁関係の補修の一般的な工事としては分散の計画はあるか。
- A) 早期発注であるとか、平準化を心がけている。
- Q) 一者応札になりにくいように分散を心がけていただきたい。
- Q) 橋梁における、有害物質を含む塗料のブラストによる剥離という工法は技術的には高度であるか。
- A) 技術としては、既にいろいろな実績がある工法である。
- Q) 業者としては、多くの業者が対応できるものであるのか。
- A) できると考える。
- Q) 先ほども意見があったように、事業の平滑化も図りながら取り組んでいただきたい。

4[一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)]

[砂防課-22-0003 戸樋の沢川 砂防工事(明許)(余フ)(補特)]

〈工事概要〉

本堤工 H=9.5m L=47.0m V=2,168m³

〈予定価格〉

114,796,000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 県内
- ・競争入札参加資格 土木工事業 A
- ・企業の施工実績 元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済の5,000万円以上の河川・砂防工事の施工実績。
なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとする。
- ・配置予定技術者の資格 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

〈質疑応答〉

Q) 令和2年3月に完成した工事があるが、こちらはどの業者が落札したのか。

A) 加藤建設である。

Q) 他の業者が応札しづらい理由はあるか。

A) 詳細はわかりかねるが、現場までに行き着くまでに狭小な地域、生活道路を使用するため、地元調整が必要であるため、現場条件を熟知している業者の方が工事を進めやすいと考えられる。

Q) この入札の時期に他の工事が特に集中していたということはあるか。

A) 本件補正予算で発注をしたが、全体的な件数は把握していない。

Q) 令和4年12月補正予算による工事の発注に係る事務処理の特例を適用し、とあるが、どのような趣旨のもので、「総合評価落札方式特別簡易型(I)」での一般競争入札としたのか。

A) 12月19日付けの事務連絡が発出されている。補正予算が比較的早期に成立したことで、切れ目無く工事の発注ができた。

Q) 事務処理の特例を適用するかどうかの判断は基本的に適用するものは適用していくということか。

A) 12月補正予算の案件については、特別簡易型(I)を適用することができる。

Q) 今の質問は、補正予算の案件については、この特例を基本的に適用するかどうかということだがいかがか。

A) この工事は適用できて、この工事は適用できないということはない。

Q) 基本的にこの特例が適用されるということよろしいか。

A) はい。

5〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔**峡東建設事-22-0283** 在華入沢砂防工事(明許)(余フ)(補特)〕

〈工事概要〉

本堰工 L=35.5m、V=641m³、付替道路 L=198.7m

〈予定価格〉

90,431,000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木一式 A又はB (要特定) |
| ・企業の施工実績 | 元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの2,700万円以上の河川・砂防工事の施工実績。
なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者 |

〈質疑応答〉

Q) 既に工事が終わっている箇所があると思うが、ここも今回と同じ山梨建設が施工しているのか。

A) 同じ業者である。

Q) 実績がある業者が他の業者の参入を阻んでいるということはないのか。

A) あくまで一般競争入札で参加資格に20者以上確保しており、公平に設定している。ただし、一期工事の施工業者は経験や熟度等があるため、その点では、会社としては参加意欲が高いと思われる。

Q) 他の業者が敬遠するような事情はあるか。

A) 応札を阻害するような要因は無いと考えている。あくまでも一期工事の施工業者が現場を熟知しているということだと考えている。

Q) 業者から見ても、本件の施工箇所へのアクセスは困難ということもないのか。

A) 狭小な道路を通るため、地元との調整は必要にはなるが、それはどの業者にとっても同様であるので、特にそのことによって、入札参加を阻害されるということはない。

Q) この道路はどのような利用のされ方をしているのか。地形図を確認してもよくわからない。

A) 集落の上の方には耕作地があるため、耕作用の農道である。

6〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔**企・電気課-22-0023** 深城第二発電所建設工事(電気・機械)(継続)(特例)〕

〈工事概要〉

水車発電機据付 1 式、配電盤開閉装置据付 1 式、自動制御装置据付 1 式
諸機械装置据付 1 式、その他 1 式

〈予定価格〉

302, 038, 000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 指定なし
- ・競争入札参加資格 電気工事業（経営事項審査の電気工事総合評定値:670点以上）
- ・企業の施工実績 出力70kW以上又は1億円以上の水車発電機の据付工事。
ただし、元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者。
- ・配置予定技術者の実績 完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者又は監理技術者資格者証を有した現場代理人として平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに「企業の施工実績」と同様の施工従事経験を有する者。
ただし、工場製作期間に、現場施工期間とは別の技術者を配置する場合は、工場製作期間中の管理技術者として従事した経験も、実績として認める。

〈質疑応答〉

- Q) 1社、技術者の実績に差し障りがあったとのことであるが、業者自身も事前に参加資格について充分承知していたと思われるがいかかか。
- A) 確認をしたわけではないが、充分公告文を読みきれていない等の原因により、提出ミスがあったのではないかと考えている。
- Q) 低入札価格を下回ったことにより、失格という業者もあるが、本来この価格では施工が困難ということか。
- A) そうではなく、総合評価の実施要領において、低入札価格を下回った者については、評価点が全体の平均点の80%を満たしていない場合は落札者の対象にならず、失格になるというルールになっている。今回は、評価点があまり思わしくなく、平均点の80%を満たしていなかったために、失格となった。
- Q) 深城発電所を施工した業者とは同じ業者か。
- A) 異なる業者である。
- Q) 深城発電所ができたのは2011年でよいか。
- A) 2011年である。
- Q) その時には、第二発電所の設置については、検討していなかったか。
- A) 候補としては挙がっていたが、施工条件等を検討する中で、(深城)第一、第二として建設するという計画は無かった。

Q) 深城発電所に入った水は、全量が第二発電所に流れるということか。

A) はい。

Q) 無効になった業者からは、正式な苦情申立や問い合わせ等のアクションはあったか。

A) アクションは無かったので、業者自身も承知しているのではないかと考えている。

7[通常指名競争入札]

[中北建設事-22-0692 (一)長沢小淵沢線 舗装工事(明許)]

〈工事概要〉

切削オーバーレイ工 L=180m、表層(再生密粒度As t=5cm)A=1470m²

〈予定価格〉

9,922,000円(消費税含む)

〈指名業者選定の基準〉

舗装工事 AおよびBに該当する資格を有し、業者状態が正常で納税状況が完納の業者:330社

1. 330社のうち、本店所在地が北杜市内にある業者は35社である。

2. 緊急性があり、的確性を求める現場であるため、格付けの高いAの業者8社のうち、他の工事の選定を考慮した業者4社を選定。

3. 残り1社は、格付けBのうち、旧町村(小淵沢町)で絞り込み、そのうち総合数値上位の業者1社を選定。

〈質疑応答〉

Q) 8社の中から他工区の実績を考慮しているということであるが、他工区の工事の実績が良いかどうか加味されているということか。

A) 他工区でも同時期に発注しており、その工事にも格付けAの業者を選定しているということを考慮している。

Q) 同じ時期に他工区で工事をしている業者を選んだということか。

A) 別の業者である。

Q) 入札結果の中に、金額が入っていない業者があるが、辞退ということか。

A) 入札の札を入れなかった不参加ということである。

Q) Bのうち、旧町村で絞り込み、そのうち総合数値上位の業者1社を選定しているが、市町村合併があった場合には、旧町村からいれるという決まりがあるということか。

A) そのような決まりはない。あくまでも現場に近い、地理的条件への優位性があり、総合数値が一番高いということで選定している。

Q) その結果、指名された5者のうち、一番近い唐沢建設が落札したということか。

A) はい。

Q) 逆に1社でなければならない理由も無いと思うが、どうして1社としたのか。

A) 先ほども申し上げた通り、今回、この工事と同時期に長坂町で同様の舗装工事を1件発注している。受注機会の拡大ということで、同じ業者ではなくし、分散化を図る形で選定してきた。

基本的には、技術性や総合的に格付 A から選定しているが、業者を分散させるなかで、本工事においては、格付け A から4者しか選定できなかった。残る1社の選定において、地理的条件や総合数値を参考にして次点上位から選定した。

Q) 5者選定する過程でこのような結果になったということによるしいか。

A) その通りである。